

## 深谷市行財政改革大綱・深谷市行財政改革推進計画 計画期間は、平成19年度から21年度の3年間です。

(集中改革プラン)を策定しました。

### 計画内容に市民意向を反映

昨年8月に、公募の委員を含む行財政改革推進委員会を設置して意見を求め、審議を重ねていただいた結果、去る2月23日に答申がなされました。なお、11月には行財政改革大綱(素案)を公開して市民の皆さんから意見を募集し、市民意向を反映しながら策定を進めてきました。



答申書を手渡す行財政改革推進委員会の國吉会長

### 行財政改革のための4つの視点と5つの柱

「市民に信頼される新しい行政経営」の実現に向けて、「顧客志向」、「行政経営資源の有効活用」、「安定性と持続可能性の確保」、「市民・民間との役割分担と連携」の4つを改革の視点とし、さらに改革の柱として「人の改革」、「組織の改革」、「システムの改革」、「サービスの改革」、「財政の改革」の5つを掲げ、改革の具体化を図ります。

### 行財政改革推進計画

推進計画は、5つの改革の柱のもとに、75項目の施策を定めています。

中でも、重要な施策の一つである「定員適正化計画の進行管理」については、平成19年度から平成21年度の3年間に30人以上を削減することとしています。これにより、合併前の平成17年度を基準とした場合、平成21年度までの5年間で100人以上の職員削減となります。

### 行財政改革の考え方

社会経済環境の大きな変化に対応し、県北の中核的な自立都市を目指して持続的に発展していくには、前例踏襲型の行財政運営から行政経営という考え方に転換していく必要があります。

行政経営とは、よりよいサービスを効率的、効果的に市民に提供するという行政の使命を果たすため、人・モノ・カネ・情報という限られた資源を最大限に活用し、成果志向・顧客志向を基本として、迅速性とコスト意識に根差した行財政運営を進めるといった考え方です。

行財政改革大綱、行財政改革推進計画の詳細は、市政情報コーナーおよび市ホームページ(☎<http://www.city.fukaya.saitama.jp/>)でご覧いただけます

市では、健全な行財政運営を確保していくため、平成21年度までの取り組みを定めた「深谷市行財政改革大綱」および「深谷市行財政改革推進計画(集中改革プラン)」を策定しました。今後、経営的手法の活用、職員一人ひとりの意識改革を進めながら、行財政改革に主体的に取り組み、「市民に信頼される新しい行政経営」の実現を目指します。

市民に信頼される新しい行政経営を目指して

### システムの改革

#### 行政経営システムの確立

行政評価制度とISO9001の一体化を進め、成果志向の新しい行政経営システムの構築を図ります。

総合マネジメントシステムの構築 など  
「新しい公共」の創出

市民と行政との協働のため、市政運営の透明性の向上と、市民との情報共有を進めます。

また、「新しい公共」の担い手の育成のため、市民のさまざまな地域活動の自主的な活動の活性化を図ります。

パブリックコメント制度の導入 市民活動団体の自立支援(市民活動センターの設置) など

### 組織の改革

#### 機能的な組織編制

市民ニーズの多様化に的確に対応し、効率的、効果的に業務を推進できるよう、組織・機構を再編します。

また、庁内組織の機能性の向上を図るため、庁内における分権化を推進し、管理職の役割の明確化を図ります。

市民に分かりやすい組織編制 カンパニー組織への移行(部長への権限委譲) など

#### 既存の公共施設の有効活用

既存の公共施設の適正配置に努めるとともに、類似した公共施設等の廃止・統合を検討します。

公共施設の総点検 など

### 人の改革

#### 人材の育成

これからの行政経営を担う職員の育成と職務遂行能力の開発を図るため、研修制度を充実します。

また、職員のやる気を引き出す人事評価制度を構築するとともに、適材適所の職員配置と、人事異動の適正化に努めます。

人材育成基本方針の活用 新人事評価制度の導入、構築 など  
人事管理の適正化

団塊世代の職員の大量退職への対応、安定的で継続的な行財政運営のための職員採用などの観点から、定員適正化計画の進行管理を行います。

また、給与水準の適正化を図り、総人件費の抑制に努めるとともに、人事評価の結果を反映した給与制度への転換に取り組みます。

定員適正化計画の進行管理 など

### サービスの改革

#### 市民サービスの向上

さまざまな機会を通じて市民ニーズの把握に努め、市民意向を市政運営に反映していきます。

また、窓口事務の改善に努め、サービスの迅速化や窓口対応の改善を進めるとともに、行政手続きのオンライン化など、電子自治体の構築を進めます。

窓口対応の改善 地域情報化計画の策定 など

#### 民間活力の活用

行政関与の必要性やコスト削減の可能性、民間のノウハウ活用によるサービス向上などについて検討し、民間委託を推進します。

民間委託の総点検 指定管理者制度の活用 など

#### 事務事業の見直し・統合・廃止

効率的・効果的な事業実施のため、事務事業の見直しを行い、統廃合を進めます。

事務事業の見直し など

### 財政の改革

#### 自主財源の確保

納税指導の強化などにより、市税などの収納率の向上を図ります。

また、新しい財源確保の手段についても検討を進めるとともに、受益と負担の公平を図るため、使用料・手数料を見直します。

納税相談窓口の設置 広告料収入の導入 使用料・手数料の見直し など  
歳出の抑制と適正化

経常的な経費の節減に努めるとともに、補助金の抜本的な見直しを行い、透明で公平な補助金制度を構築します。

また、外郭団体や地方公営企業については、経営の健全化を図ります。

補助金制度の抜本的な見直し 外郭団体の健全な経営体制の構築 など

#### 計画的な財政運営

健全な財政運営を維持するため、長期的な財政計画を策定するとともに、財政状況を市民に分かりやすく公表します。

長期的な財政計画の策定 財政状況の公表 など

問  
い  
合  
わ  
せ  
5  
5  
1  
1  
3  
7  
1  
1  
行  
財  
政  
改  
革  
推  
進  
室



市では、県と連携し、5月から、中学生までのお子さん、または妊娠中のかたのいる家庭を対象に、協賛店舗などで商品割引などの優待が受けられる、「パパ・ママ応援ショップ」事業を始めます。

市から対象家庭に配布される「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を、協賛店舗などに提示することで、代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待を受けることができます。なお、このカードは県内全域の協賛店舗で使用することができます。

対象となる家庭

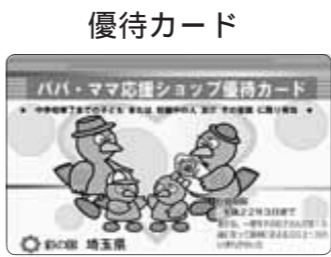
中学生までのお子さんを持つ家庭および妊娠中のかたのいる家庭

特典内容

代金割引、ポイント追加、無料サービスなど（内容は、協賛店舗、施設により異なります）

優待カードの配布方法

市内保育園、幼稚園、小・中学校にお子さんが通っている家庭に4月末までに各保育園、幼稚園、小・中学校からお子さんに配布します  
それ以外のお子さんまたは妊娠中のかたのいる家庭に児童課、各総合支所福祉健康課で配布します。お越しの



際は、健康保険証、こども医療費受給資格証、母子手帳など、お子さんおよび保護者のかたの住所、生年月日が確認できるものをお持ちください。また、母子手帳交付時にも配布します。4月下旬ごろ配布を開始する予定です

協賛店舗などの情報  
優待カードは下の協賛ステッカーを掲示している店舗、施



埼玉県ホームページ  
<http://www.city.fukaya.saitama.jp/>  
埼玉県ホームページ  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/kosodate1.htm>

「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗を募集します  
「パパ・ママ応援ショップ」優待カードを提示した子育て家庭に、代金割引、ポイントカードへのポイント加算、無料サービスなどの優待をしていただけるお店などを募集します。

申し込み方法 児童課または各総合支所福祉健康課で配布する「パパ・ママ応援ショップ協賛申込書」（市または県ホームページからもダウンロードできます）に所定の事項を記入の上、同課にファックス、電子メールまたは直接提出してください  
皆様のご協力をよろしく  
お願いいたします。

問い合わせ 児童課  
574-6646  
FAX 574-6667  
jidou@city.fukaya.saitama.jp

世代間交流センター「はたらふれあい館」オープン



旧幡羅公民館跡地（東方171012）に世代間交流センター「はたらふれあい館」がオープンします。

この施設は、市民の皆さんの交流の場として利用されることを目的に、平成18年度宝くじ助成を受け建設されました。当センターを左記期間、一般開放しますので、お気軽にご来場ください。

一般開放期間 4月25日～5月25日 午前9時～午後5時

なお、5月26日以降のご利用については、くらしいきいき課にお問い合わせください

ださい

主な施設 多目的ホール（60人）、ふれあいサロン（8人）、和室（20人） かつこ内はおおよその収容人数  
お問い合わせ くらしいきいき課 地域振興係（574-6633）へ

「はたらふれあい館」の名付け親



オープンに先立ち、2月28日に世代間交流センターの名付け親賞の授賞式が行われ、幡羅小学校の吉村美味さんが受賞されました。

一般公募で423通の応募が寄せられた中から、多くの人に長く親しまれる名称として、「はたらふれあい館」が選ばれました。

母子家庭自立支援給付金制度

市では、母子家庭のお母さんを対象とした新たな支援制度として、「自立支援教育訓練給付金」および「高等技能訓練促進費」を支給する制度を4月から開始します。

自立支援教育訓練給付金  
職業能力の開発のための講座を受講したときに、受講料の一部を助成します

対象者 市内に居住する母子家庭の母（児童扶養手当に準じた所得制限があります）  
対象講座 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座ほか

支給額 受講のため支払った費用の40%に相当する額（上限20万円。40%相当額が8,000円を超えない場合は支給されません）

受講講座・受給要件などについて、必ず事前に児童課へご相談ください

高等技能訓練促進費  
看護師などの資格を取得するための養成機関で修業中の一定期間支給します

対象者 市内に居住する母子家庭の母（児童扶養手当に準じた所得制限があります）  
対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士ほか

支給期間 修業期間の最後の3分の1に相当する期間（上限12か月）  
支給額 月額103,000円

受給要件の審査のため、必ず事前に児童課へご相談ください

問い合わせと申し込み 児童課（574-6646）へ